

○東京都北区特別職報酬等審議会条例

昭和三九年七月一日条例第二〇号

改正

昭和六二年一二月一六日条例第二六号

平成一九年三月二七日条例第五号

平成二〇年一二月五日条例第四九号

平成二五年三月二七日条例第九号

平成二七年三月二四日条例第七号

令和 六年一〇月 四日条例第二五号

東京都北区特別職報酬等審議会条例

(設置)

第一条 北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、東京都北区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

第二条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 区長は、少なくとも毎年一回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について審議会の意見を聞くことができる。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の五に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第百条第十四項に規定する政務活動費の額の適否

二 その他区長が審議会の意見を求めることが必要と認めること。

(組織)

第三条 審議会は、学識経験を有する者、東京都北区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員十二人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任・権限)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

第七条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則 (昭和六二年一二月一六日条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成一九年三月二七日条例第五号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年一二月五日条例第四九号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二五年三月二七日条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二七年三月二四日条例第七号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (令和六年一〇月四日条例第二五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、東京都北区特別職報酬等審議会条例第四条本文の規定にかかわらず、二年以内において区長が別に定める期間とする。